

足立成和信用金庫

金融円滑化への取組みの実施状況について (平成26年9月末)

金融円滑化法(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律)は、平成25年3月末を以て終了しましたが、当金庫では、同法の趣旨を踏まえ、金融円滑化に関する方針を定めた「金融円滑化管理方針」に基づき、お客様からの貸付条件変更および新たな借入等のご相談に積極的に対応しております。

金融円滑化法の趣旨を踏まえた措置の実施状況(平成26年3月末・平成26年9月末)については、以下のとおりとなっております。

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

[債務者が中小企業者である場合]

	平成26年 3月末		平成26年 9月末	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	8,016	90,342	8,744	98,197
うち、実行に係る貸付債権	7,462	83,773	8,166	91,783
うち、謝絶に係る貸付債権	283	3,358	290	3,472
うち、審査中の貸付債権	91	1,460	92	1,058
うち、取下げに係る貸付債権	180	1,751	196	1,882
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	5,700	44,217	6,230	48,505
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	222	2,044	226	2,108

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	平成26年 3月末		平成26年 9月末	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	400	6,926	433	7,374
うち、実行に係る貸付債権	363	6,226	391	6,635
うち、謝絶に係る貸付債権	25	537	26	556
うち、審査中の貸付債権	4	48	7	56
うち、取下げに係る貸付債権	8	113	9	126

金融円滑化管理方針

足立成和信用金庫

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくため、金融円滑化に係る基本方針を以下に定め、役職員に周知徹底するとともに金庫の体制整備を進め、これまで同様に地域金融の円滑化に真摯に取り組めます。

1. 金融円滑化に係る基本

- (1) 顧客の与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、貸付条件の変更等）の申込みに対しては、顧客の経営実態等を踏まえて、適切な審査を行います。
- (2) 顧客に対し、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関する適切な支援を行います。
- (3) 顧客の与信取引の相談・申込みに対し、顧客に対する説明を適切かつ十分に行います。
- (4) 顧客からの与信取引に係る問い合わせ、要望及び苦情相談に適切に対応します。
- (5) (1)～(4)の取組みを実効的に進めるため、顧客への与信取引に係る必要な役職員の目利き能力の向上に努めます。
- (6) その他与信取引に関して、地域金融の円滑化を推進するために必要な施策を適切に行います。

2. 金融円滑化を図るための体制

当金庫は、上記の基本方針に基づき金融円滑化管理に関する組織体制を整備し、金融円滑化への取組みの実効性を高めます。

- (1) 金融円滑化に係る本部担当部署を融資部とし、組織横断的に情報の共有化を図るとともに関連部署や営業店のモニタリングを行い、金融円滑化への取組みについて分析や検討を行います。
- (2) 金融円滑化管理責任者を融資部担当理事とし、金融円滑化管理統括者を融資部長とし適切な金融円滑化の取組みが行えるよう必要な体制を整備し、取組状況等の分析結果をもとに随時関連部署や営業店を指導します。また、金融円滑化への取組みにおいて顧客の利益が著しく阻害される事案については改善のための適切な対応を行います。

3. 金融円滑化に関するご相談窓口について

営業店は、金融円滑化責任者を支店長、金融円滑化担当者を融資担当役席として、顧客からの相談、要望及苦情への対応を適切に実施します。また、本部においても顧客からの相談、要望及苦情への対応を適切に実施します。